別表第七㈢の表の備考２⑶イ中「第37条の14第５項第３号イ」を「第37条の14第５項第６号イ⑴」に、「係る当該」を「係る」に、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同表の備考２⑶ロ中「35年分」を「49年分」に、「第37条の14第５項第３号ロ」を「第37条の14第５項第６号イ⑵又はロ」に改め、同表の備考２⑷中「「当初取得等上場株式等」の次に」、満期移管上場株式等」を「に非課税管理勘定」の次に「(法第37条の14第５項第３号に規定する非課税管理勘定をいう。以下２において同じ。)又は累積投資勘定（同項第５号に規定する累積投資勘定をいう。以下２において同じ。)」を加え、「法第37条の14第５項第２号イ⑴又は⑵」を「同項第２号イ⑴若しくは⑵又は第４号イ」に、「」又は」を「」、満期移管上場株式等（同年中に当該非課税管理勘定に受け入れた同項第２号ロに掲げる上場株式等をいう。以下２において同じ。)又は」に、「第25条の13第10項各号に掲げる」を「第25条の13第11項各号（同条第18項において準用する場合を含む。以下２において同じ。)に掲げる」に改め、「係る非課税管理勘定」の次に「又は累積投資勘定」を加え、同表の備考２⑷ハ中「、当初取得等上場株式等」の次に「、満期移管上場株式等」を、「なつた当初取得等上場株式等」の次に「又は満期移管上場株式等」を、「とする」の次に「。以下２において同じ」を加え、同表の備考２⑷ハを同表の備考２⑷ニとし、同表の備考２⑷ロ中「当初取得等上場株式等」の次に「、満期移管上場株式等」を加え、「第25条の13第10項各号」を「第25条の13第11項各号」に改め、「非課税管理勘定」の次に「又は累積投資勘定」を加え、同表の備考２⑷ロを同表の備考２⑷ハとし、同表の備考２⑷イを同表の備考２⑷ロとし、同表の備考２⑷にイとして次のように加える。

イ　「勘定の種類」の項には、当該非課税管理勘定に受け入れた上場株式等（法第37条の14第１項第１号に規定する上場株式等をいう。以下同じ。)のうち、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「一般」と、満期移管上場株式等にあつては「(一般)」と記載し、当該累積投資勘定に受け入れた当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「累積」と記載すること。

別表第七㈢の表の備考２⑷に次のように加える。

ホ　「合計」の欄には、当該非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている年分のうち直近５年分について、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れた上場株式等の取得対価の額の各年分の合計額を記載すること。

別表第七㈢の表の備考２⑸イ中「非課税管理勘定」の次に「又は累積投資勘定」を加え、同表の備考２⑸イ㈤を削り、同表の備考２⑸ロ中「金額を」を「金額（ハにおいて「払出し時の金額」という。)を」に改め、同表の備考２⑸に次のように加える。

ハ　「合計」の欄には、当該非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている年分のうち直近５年分について、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定から払出しのあつた上場株式等の譲渡対価の額及び払出し時の金額の各年分の合計額を記載すること。

別表第七㈢の表の備考２⑹中「非課税管理勘定」の次に「又は累積投資勘定」を加え、同表の備考２⑹ハを同表の備考２⑹ニとし、同表の備考２⑹ロを同表の備考２⑹ハとし、同表の備考２⑹イを同表の備考２⑹ロとし、同表の備考２⑹にイとして次のように加える。

イ　「勘定の種類」の項には、その年中に交付された非課税口座内上場株式等の配当等のうち、当該非課税管理勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「一般」と記載し、当該累積投資勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「累積」と記載すること。

別表第七㈢の表の備考２⑻中「第25条の13第10項各号」を「第25条の13第11項各号」に改め、同表の備考２⑼イ中「を提出した」を「の提出（同項に規定する提出をいう。３⑽イにおいて同じ。)をした」に改め、同表の備考３⑶中「35年分」を「49年分」に改め、同表の備考３⑷中「「当初取得等上場株式等」の次に「、満期移管上場株式等」を加え、「法第37条の14の２第５項第２号ロ⑴(i)」を「同項第２号ロ⑴(i)」に、「」又は」を「」、満期移管上場株式等（同年中に当該非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れた同号ロ⑵又はハ⑵に掲げる上場株式等をいう。以下３において同じ。)又は」に、「第25条の13第10項各号に掲げる」を「第25条の13第11項各号に掲げる」に改め、同表の備考３⑷ハ中「、当初取得等上場株式等」の次に「、満期移管上場株式等」を、「なつた当初取得等上場株式等」の次に「又は満期移管上場株式等」を、「とする」の次に「。以下３において同じ」を加え、同表の備考３⑷ハを同表の備考３⑷ニとし、同表の備考３⑷ロ中「当初取得等上場株式等」の次に「、満期移管上場株式等」を加え、「第25条の13第10項各号」を「第25条の13第11項各号」に改め、同表の備考３⑷ロを同表の備考３⑷ハとし、同表の備考３⑷イを同表の備考３⑷ロとし、同表の備考３⑷にイとして次のように加える。

イ　「勘定の種類」の項には、当該非課税管理勘定に受け入れた上場株式等のうち、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「一般」と、満期移管上場株式等にあつては「(一般)」と記載し、当該継続管理勘定に受け入れた上場株式等のうち、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「継続」と、満期移管上場株式等にあつては「(継続)」と記載すること。

別表第七㈢の表の備考３⑷に次のように加える。

ホ　「合計」の欄には、当該未成年者口座に設けられている非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れた上場株式等の取得対価の額の各年分の合計額を記載すること。

別表第七㈢の表の備考３⑸イ㈣を削り、同表の備考３⑸イ㈤を同表の備考３⑸イ㈣に、同表の備考３⑸イ㈥を同表の備考３⑸イ㈤とし、同表の備考３⑸イに(i)として次のように加える。

(i)　譲渡（(iv)に掲げる事由に該当するものを除く。）　譲渡

別表第七㈢の表の備考３⑸ロ中「金額を」を「金額（ハにおいて「払出し時の金額」という。)を」に改め、同表の備考３⑸に次のように加える。

ハ　「合計」の欄には、当該未成年者口座に設けられている非課税管理勘定又は継続管理勘定から払出しのあつた上場株式等の譲渡対価の額及び払出し時の金額の各年分の合計額を記載すること。

別表第七㈢の表の備考３⑹ハを同表の備考３⑹ニとし、同表の備考３⑹ロを同表の備考３⑹ハとし、同表の備考３⑹イを同表の備考３⑹ロとし、同表の備考３⑹にイとして次のように加える。

イ　「勘定の種類」の項には、その年中に交付された未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、当該非課税管理勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「一般」と記載し、当該継続管理勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「継続」と記載すること。

別表第七㈢の表の備考３⑼中「第25条の13第10項各号」を「第25条の13第11項各号」に改め、同表の備考３⑽イ中「を提出した」を「の提出をした」に改める。

別表第八の表の備考３中「又は法第41条第１項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分若しくは同条第10項に規定する認定住宅若しくは住宅の増改築等をした家屋の当該住宅の増改築等に係る部分を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同表の備考５中「同項第２号ロ」を「第２号ロ」に、「及び第３号」を「若しくは第３号」に、「第26条の４第11項第１号」を「第26条の４第12項第１号」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（特別修繕準備金に関する経過措置）

第五条の二　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下「改正法」という。）附則第六十五条第二項に規定する財務省令で定めるガスホルダー（球形のものとし、改正法附則第百二十七条第四項に規定する改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五条の規定による改正後のガス事業法（平成二十七年法律第四十七号）第二条において「新ガス事業法」という。）第二条第十三項に規定するガス小売事業（新ガス事業法第十二条において「ガス小売事業」という。）の使用圧力が〇・一メガパスカル以上のものとし、改正法附則第六十五条第二項に規定する財務省令で定めるガスホルダーにつき一般社団法人日本ガス協会（昭和二十七年六月十七日に社団法人日本ガス協会という名称で設立された法人をいう。）の附則第十二条において同じ。）の定める指針に従つて行われる検査で当該ガスホルダーの下部のマンホールを開放して行われるものとする。

附則第六条中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下「改正法」という。）」を「改正法」に改める。